

「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定（案）  
に係る意見募集の結果について

平成31年3月22日  
保健福祉部生活衛生課

1 意見募集期間

平成31年2月14日（木曜日）から平成31年3月14日（木曜日）まで

2 意見募集方法

- (1) 食の安全情報 WebSite（生活衛生課食の安全対策室HP）への掲載
- (2) 関係団体への資料送付
- (3) 茨城県食の安全・安心委員会委員への資料送付

3 提出された意見の概要

(1) 意見提出者数 1名（個人：0，団体：1）

(2) 意見数 4件

(3) 主な意見の内訳

- ① 総合的意見（プランの評価，連携強化等） 1件
- ② 各プランに対する意見（放射性物質，リスクコミュニケーション等） 3件

※ 詳細については，別添参照

プラン No.	意見	県の考え方
全体 (総合的)	<p>2009年12月に策定した「茨城県食の安全・安心基本方針」の施策体系のうち、「高度な衛生管理手法の普及啓発」表記を「HACCPに沿った衛生管理の推進」に改正すべき。</p>	<p>「茨城県食の安全・安心基本方針」については、今後必要に応じて改正を検討いたします。</p>
プラン No. 1-13 1-14	<p>1-13は「HACCPに基づく衛生管理の推進」、1-14は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進」として、改正食品衛生法に基づく施行期限までに食品等事業者への完全履行を推進する内容とすべきと考えます。改定予定の次期アクションプランの目玉事業ともなり得るとも考えます。</p> <p>また、食品事業者等の取組意欲を喚起するためにも、消費者に対するHACCPに関する啓発も重要であることから、新たなプランとして「HACCPに沿った衛生管理の普及啓発を加え3本柱とすべきと考えます。</p>	<p>現時点では、「HACCPに沿った衛生管理」の詳細が判明していないことから、「HACCPに基づく」又は「HACCPの考え方を取り入れた」衛生管理については、プランに規定しないこととしました。「HACCPに沿った衛生管理」については、プランNo. 1-13, 1-14, 3-7等により推進してまいります。</p> <p>また、消費者に対するHACCPに関する啓発については、プラン3-7において「県民に対するハサップシステムの優位性の周知」を指標としており、リスクコミュニケーション、食品衛生フェア等様々な機会を通して積極的に取り組んでまいります。</p>
プラン No. 1-16	<p>アクションプラン1-16「食品営業業者の自主衛生管理体制の確立を支援」のうち、実施主体に各保健所を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>食品衛生推進員は、茨城県食品衛生推進員設置要綱に基づき所轄保健所長に協力して業務を行うこととなっており、県が行う必要な講習等も所轄保健所長に実施して頂くことが適当と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、実施主体に各保健所を加え、連携して食品営業業者の自主衛生管理体制の確立の支援に取り組んでまいります。</p>

別添

<p>プラン No. 3-7</p>	<p>「食品業者へのハサップシステム認証制度の導入普及施策の効果中「高度な衛生管理手法」の文言を改正すべき。</p> <p>また、「HACCPとハサップ」表記をいずれかに統一整理すべき。</p>	<p>「高度な衛生管理手法」の文言については、「ハサップに沿った衛生管理」と修正いたします。</p> <p>また、「HACCPとハサップ」の表記については、原則「ハサップ」とカタカナ表記をしておりますが、要綱等で「HACCP」と表記されている場合は、英語表記としました。</p>
------------------------	---	---